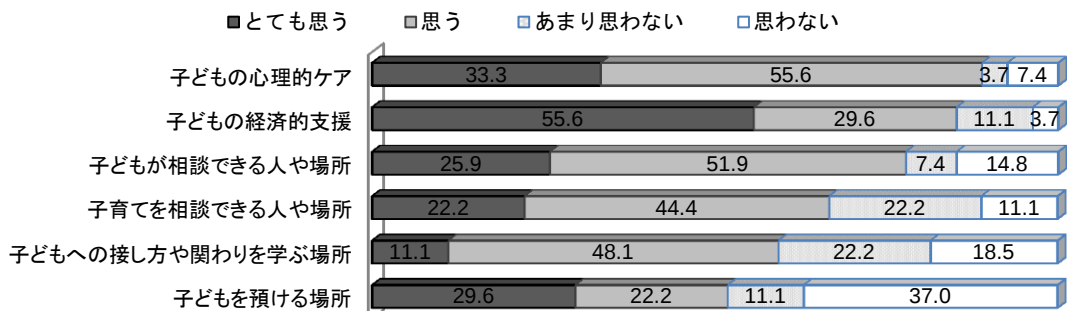


要保護児童支援事業（DV避難児童心理ケア拡充分）

現状・課題

- ・平成28年度DV被害が母子に与える影響と支援ニーズに関する調査(DV被害者面接調査)を実施。調査の中で、すべての子どもがDVを目撃するか認知しており、子ども自身のことや子育てで欲しいサポートとして、心理ケアを求める声が88.9%にも上った。
- ・また避難後の子どもの状況では、突然の大きな環境の変化により、課題を抱えた子どもへの対応が必要。

子ども自身のことや子育てで欲しいサポート



資料/「堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」（平成28年度）

子どもへの心理ケアを実施

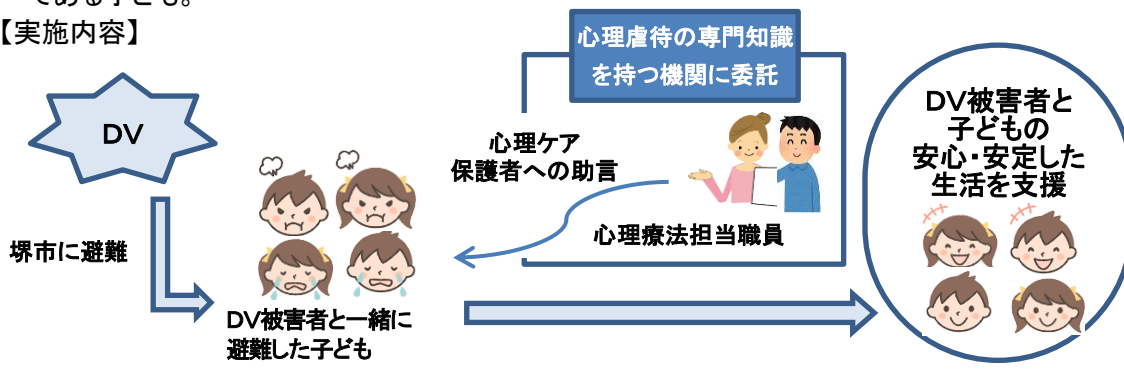
【目的】

子どもの面前でのDVは心理的虐待にあたり、被害者の子どもの心に深い傷を残す恐れのある行為である。DVから避難した子どもの心理ケアを行うことで、DV被害者と子どもの新たな環境での安心・安定した生活を支援する。

【対象者】

DV被害にて避難し本市に居住するDV被害者の世帯に属しかつ心理面でのサポートが必要である子ども。

【実施内容】



H30 年度歳出予算要求額(DV 避難児童心理ケア拡充分)

2,054 千円

(内訳)

人件費 1,628 千円

事務費 426 千円

要 保 護 児 童 支 援 事 業
社会的養護自立支援事業補助金（新規分）

＜目的＞

社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則 22 歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

＜支援内容＞

○居住に関する支援

措置解除後の安定的な住まいを確保するため、対象者が居住する場として、措置解除前に生活していた里親の居宅や施設等において引き続き居住の場を提供するもの。

○生活費の支援

措置解除後、対象者が居住する場として、措置解除前に生活していた里親の居宅や施設等に引き続き居住する場合に生活費を支給するもの。

＜要求額＞

948,395 円

＜積算根拠＞

対象者 2 名（平成 30 年度に 20 歳を迎える者で年度末までの期間（合計 7 ヶ月））

上記 2 名が児童養護施設で居住した場合

居住費支援分 7 ヶ月 × 260,000 円 ÷ 1/2（国庫補助 1/2）

生活費支援分 7 ヶ月 × 10,970 円 ÷ 1/2（国庫補助 1/2）